

小規模個人事業の特別報酬規定

月額報酬(単位:円)

平成19年7月現在(単位:万円未満)

報酬規定(料金表)						
業種別年間売上高基準						
月額報酬	小売業	卸売業	製造業	建設・土木	料飲・サービス	加工・運送
(1) 6,000	1,500	3,000	1,500	1,500	700	1,000
(2) 9,000	2,000	4,000	2,000	2,000	900	1,300
(3) 11,000	2,500	5,000	2,500	2,500	1,100	1,600
(4) 13,000	3,000	6,000	3,000	3,000	1,300	2,000
(5) 15,000	3,500	7,000	3,500	3,500	1,600	2,300

※(1)は4ヶ月毎(年3回)の記帳入力とします。

※(2)(3)は3ヶ月毎(四半期毎、年4回)の記帳入力とします。

※(4)(5)は2ヶ月毎の記帳入力とします。

※この報酬規定は税務・会計顧問料及び記帳代行料の合計額です。

※報酬は消費税別の金額を表示しています。

※上記以外の業種については本表を準用します。

※部門部会計等の事務の難易については協議して取り決めます。